

長崎外国語大学 旅程管理研修奨学金規程

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、長崎外国語大学奨学金授与規程第 3 条第 1 項第 7 号の旅程管理研修奨学金に関する細目を定めることを目的とする。

(奨学金の対象)

第 2 条 この奨学金は、学校法人長崎学院旅程管理研修機関（以下「当研修機関」という）が実施する研修を受講し、単位認定された本学学生に対し授与するものである。この奨学金の授与は一研修あたり一回限りとする。

(対象となる研修および奨学金の金額)

第 3 条 奨学金の金額は次のとおりとする。

- (1) 基礎研修 5,000 円
- (2) 国内旅程管理研修 5,000 円
- (3) 総合旅程管理研修 10,000 円
- (4) 既に国内旅程管理研修を修了した者の総合旅程管理研修 5,000 円

(奨学金の授与)

第 4 条 当研修機関が実施する研修を受講し単位認定された者に対し、現金で授与する。

(事務)

第 5 条 当奨学金に係る事務は、学生支援課が行う。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。